

阪南市生活排水処理基本計画（素案）に対する意見と市の考え方について【パブリックコメント】

【意見等の提出状況】

- 意見募集期間：令和5年2月2日～3月3日
- 提出者数：1名
- 意見件数：1件

【提出された意見に対する市の対応】

- 提出いただいたご意見に基づく修正箇所はありません

意見要旨	市の考え方
<p>阪南市の生活排水処理率は府内で43位であることから、計画を抜本的に見直し、コストがかかる下水道整備をメインで進めるより、市町村設置型を含めた合併処理浄化槽整備を進める方が財政面、水洗化向上に効果的ではないですか。</p> <p>今回の計画では浄化槽の設置は市民個人の意思に委ねられているので令和10年に達成できないのではないかと懸念しています。</p> <p>貝掛地区箱作地区の海側の下水道整備計画や整備についての地域差がでていいるのはなぜですか。</p> <p>また、大型単独処理浄化槽や市関連の単独処理浄化槽、旧式の処理施設への対応と法定検査受検の実態はどうなっていますか。</p>	<p>本市の生活排水処理率が低い主な要因としましては、大阪府が事業主体として整備してきた南大阪湾岸南部流域下水道が府内で最も遅く事業着手されたことに伴い、本市の公共下水道事業へ着手した時期が府内他市町村と比べ遅かったこと、厳しい財政状況のもとで下水道事業への投資を抑制してきたこと、下水道供用開始前に環境衛生向上のために設置された単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への設置替えが進んでいないことなどがあげられます。</p> <p>下水道は市民が快適な生活を送るうえで重要な都市インフラであり、都市計画上の重要な施設です。</p> <p>都市計画区域の市街化区域の生活排水は、下水道経営戦略や地理的条件も踏まえ、公共下水道による処理を計画的に推進してまいります。</p> <p>また、環境衛生向上施策として、下水道事業計画区域外（事業認可区域外）におきましては、補完事業として単独処理浄化槽や汲み取り式トイレからの合併処理浄化槽への転換事業を進めてまいります。</p> <p>なお、市町村設置型浄化槽の整備については、府内の一部市町で実施されていますが、下水道普及率も高く、あくまで下水道事業の補完として、実施されています。</p> <p>市町村設置型浄化槽事業の導入については、市が管理者となるため、新たな財政支出などの多くの検討課題があり、公共施設の保有量等の最適化を図っている中、厳しい財政事情も踏まえると、導入することは困難です。</p> <p>旧大型処理施設等についての適正管理については今後も指導を継続してまいります。</p> <p>また、令和3年度の法定検査受検状況については、受検基数750基中736基が適正ないしおおむね適正の判定を受けており、今後も啓発を行い受検率向上に努めてまいります。</p>